

農薬小委員会の構成について（案）

区分	氏名	現職	備考
委員	佐藤 洋	国立大学法人東北大学大学院医学系研究科教授	新任
臨時委員	上路 雅子	(独) 農業環境技術研究所理事	
臨時委員	亀若 誠	(社) 農林水産技術情報協会理事長	
臨時委員	五箇 公一	(独) 国立環境研究所環境リスク研究センター 主席研究員	
臨時委員	白石 寛明	(独) 国立環境研究所環境リスク研究センター 所長	
臨時委員	中杉 修身	上智大学大学院地球環境学研究科教授	
臨時委員	中野 璋代	全国地域婦人団体連絡協議会常任理事	
臨時委員	細見 正明	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術 研究部教授	
臨時委員	眞柄 泰基	国立大学法人北海道大学創成科学共同研究機構 特任教授	
臨時委員	森田 昌敏	国立大学法人愛媛大学農学部教授	
臨時委員	山本 廣基	国立大学法人島根大学理事	
臨時委員	若林 明子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授	
臨時委員	渡部 徳子	青山学院女子短期大学家政学科教授	
専門委員	安藤 正典	武蔵野大学薬学部教授	
専門委員	井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究 センター長	
専門委員	中村 幸二	埼玉県農林総合研究センター副所長	
専門委員	花井 正博	農薬工業会広報・安全部長	
専門委員	井上 隆信	豊橋技術科学大学建設工学系教授	新任
専門委員	根岸 寛光	東京農業大学農学部農学科助教授	新任

計 19名

中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について

平成13年10月23日

平成17年 3月31日改正

土壤農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤制度小委員会及び農薬小委員会を置く。
2. 土壤制度小委員会は、今後の土壤環境保全対策の在り方について調査審議する。
3. 農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。
なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。
4. 農薬小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壤農薬部会の決議とすることができる。
5. 部会長は、土壤制度小委員会及び農薬小委員会に出席し、意見を述べることができる。